

## 三芳町における放射線量等に関する対応方針

### 基本的な考え方

三芳町では、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、放射線量に対する住民の関心や不安が高まっていることから、大気中の放射線量の測定を6月から、小中学校8校・保育施設5園の定点測定を実施しています。また10月から、町内を細かく把握するため、集会所・児童公園・歩道など約30か所の測定を追加しました。

その結果、これまで町内における大気中の放射線量は毎時0.040～0.147マイクロシーベルト（測定機器/シンチレーションサーベイメータ:富士電機(株)製 NHC7）であり、日常生活に支障がない値であると考えます。そして、住民の安心・安全の一助となるよう、10月から住民の要望に応じた公共的な場所の測定を開始しました。

しかし、埼玉県内において放射線量の比較的高い個所（いわゆるホットスポットと呼ばれています）が確認され、その対応が課題となっています。また、住民からも放射線量を心配される問合せやメールも寄せられている状況であることから、本町においても早急な対応が求められています。

平成23年10月21日、内閣府、文部科学省及び環境省から「当面の福島県以外の地域における周辺より放射線量の高い箇所への対応方針」及び「放射線測定に関するガイドライン」が示されました。このガイドラインに基づき、国が正式な基準値を示すまでの間、対策目標値を定めます。

そして、現在実施している学校、保育施設や子ども広場等の定点測定のほか、特に子どもたちが利用する頻度の高い公共施設等の雨どいの下や側溝など雨水や泥が集まりやすいところを優先して放射線量の測定を実施し、局所的に放射線量が高い箇所において除染等を実施します。

### 1 測定場所

放射線量の影響が大きいとされる、子どもたちが利用する頻度の高い公共施設等から、順次測定を行い、除染が必要な場合は速やかに実施します。

優先的に測定する公共施設・・・小学校、中学校、保育施設、児童館、公園、子ども広場等

### 2 除染の基準

国の「放射線測定に関するガイドライン」では、測定の結果、周辺より放射線量の高い箇所（地表から1mの高さの空間線量率が周辺より毎時1マイクロシーベルト以上高い数値が測定された箇所）が発見された場合、文部科学省へ連絡するとともに、可能な範囲で除染を実施することが示されています。

また平成23年11月14日、埼玉県から「県有施設における測定・除染の対応方針」が示されました。この方針によると、測定の高さにおいては、中学生以上が利用する施

設では地表から 1 m、小学生以下が利用する施設では 50 cm、児童・幼児が利用する施設については 1 cm で、国が示す毎時 1 マイクロシーベルトを超えた箇所を除染することとしています。

三芳町では、国が示している追加被ばく線量の考え方に基づき、地表から 5 cm の高さの（ただし、道路側溝については 50 cm とします）空間放射線が 毎時 0.23 マイクロシーベルト以下とすることを目標値として、対策を推進します。

国は、東京電力福島第 1 原子力発電所の事故とは関係なく、自然界には元々放射線量が存在し、大地からの放射線量は毎時 0.04 マイクロシーベルトとしています。

これに、追加被ばく線量毎時 0.19 マイクロシーベルトを加えた、毎時 0.23 マイクロシーベルトが地上 1 m における追加被ばく線量年間 1 ミリシーベルトにあたるとしています。

### 3 測定方法と公表

#### 1) スクリーニングの実施

各施設所管課が放射線測定器を使用し、各施設共通の測定地点のほか、高線量が予測される雨どいの下、雨水が集まるところ、側溝及び樹木の周辺等を測定し、その結果を環境産業課へ報告します。環境産業課は、全体の状況を集約し公表を行います。

#### 2) 2 次測定の実施と対応

スクリーニングの結果、対策目標値を超えた場合や測定器の誤差などにより標準的な測定値ではなかった場合は、環境産業課が高精度測定器で 2 次測定を実施します。

2 次測定においても、対策目標値を超える測定値が検出された場合は、所管課や施設管理者は、「放射線測定に関するガイドライン」等に基づいて、汚染箇所の形状、広さ、人が近づく頻度等を勘案して、総合的に除染の内容を判断します。

#### 3) 測定方法

測定器の検出部を測定対象から 5 cm 及び 50 cm の位置で、測定対象に対し垂直に固定し、30 秒以上待って安定した時の値を記録します。3 回測定し、その平均値を測定値として記録します。

### 4 除染方法

平成 23 年 8 月 26 日 原子力災害対策本部「市町村による除染実施ガイドライン」に準拠した方法で、原則として、所管課や施設管理者が実施します。

#### 1) 簡易な除染方法例

対策目標値を超えた箇所の汚染土は、表土 5 cm 程度を取り除き、二重の耐水性ビニール袋に詰め、施設内の適切な場所に埋設（仮置場）します。埋設にあたっては、埋設穴の底面及び側面に遮水シートなどを敷き、30 cm 以上覆土します（覆土 30 cm の放射線遮へい効果は、98% 減といわれています）。

#### 2) 埋設した仮置場の処理

必要に応じて、適切な表示やロープでの囲いの設置などの措置を実施します。また、

埋設する経緯が不明にならないよう土地の位置や保管方法を記録します。なお、敷地内に該当する場所がない場合は、町有地の中で適当な場所を選択し、同様の処理をします。

### 3) 除染作業の留意点

作業の効率化を図り、長時間の作業とならないように努めます。

防じんマスク、ゴム手袋、ゴム長靴、長袖、帽子を着用します。

作業中での飲食・喫煙は禁止します。

作業後、手足等の露出部分の洗浄、うがいをします。

作業後、屋内に入る際には、靴の泥を落とし、衣服を着替えるなど、泥、ちり、ほこりなどを持ち込まないようにします。

### 5 除染後の効果測定

除染作業後の効果を検証します。地形などにより、再度汚染される可能性があるため、一定期間、所管課や施設管理者においてモニタリングを実施します。

### 6 住民や事業者による自主測定への対応

住民の方から公共的な場所の放射線量測定の希望がある場合、これまでどおり環境産業課が対応します。また、住民や事業者による自主測定において、本町の対策目標値を超えた情報等があった場合は、必要に応じて環境産業課が再測定を実施します。

### 7 対応方針の取り扱い

国等は、これまで種々の方針やガイドラインを示してきました。今後においても、方針等の追加や見直しが考えられますので、本町の対応方針についても、国等の動向に合わせて見直します。